

株式会社アニマシオン 虐待防止委員会 規程

（委員会の目的）

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、代表取締役が指名する。
- 2) 委員には、各施設の管理者、児童発達支援管理責任者を加える。
- 3) 委員には、法人役員、第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員には、利用者の代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低 1 回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 虐待防止ガイドラインなどの内容について職員に周知する。
- 3) 「虐待発見チェックリスト」などによる調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止委員会委員長に報告する。
- 5) 虐待防止にかかる研修を年1回以上行うこととする。
- 6) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より各種社会福祉法等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め指導することとする。

（委員会の委員） 別途添付

制定 2022年2月14日

虐待防止委員会 委員名簿（2022 年度）

委員長 坪本悠希

委員 太田篤志（プレイジム管理者）

委員 柏原由香理（オープンゴール管理者）

委員 太田真樹子（法人役員）